

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のための指導の手引き開発事業
委託要項

1. 事業の趣旨

令和3年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、各学校において「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組が進められてきているが、答申で示された考え方を具体的にイメージした実践の取組を十分に進められていない学校もあり、その進捗状況には各地域で大きなバラツキが見られる。このため、各学校が「個別最適な学び」と「協働的な学び」をどのように具体化していくのかははっきりとした推進イメージを持つことができるようにしていくことで、これから新たな取組を進めようとする学校や、現在の取組をより一層効果的なものとする学校を支援し、こうした学びを全国的に広げていくことが重要である。

こうした取組に資するため、全国の教育委員会や学校における取組の参考となるよう、優れた先進事例を収集し、そこから得られた知見と共にその横展開を行うことで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の推進による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の取組を促進する。

2. 委託業務の内容

1. に示した事業の趣旨を踏まえ、次の取組を実施することとし、その詳細は公募要領に定めることとする。

- (1) 「個別最適な学び」及び「協働的な学び」に係る優れた先進事例に係る取材等及びそれに基づく記事の作成
- (2) (1) で作成した記事をもとに構成した手引きの作成

3. 委託先

法人格を有する団体

4. 委託契約期間

委託契約期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 本事業を受託しようとする団体は、「事業計画書」等必要書類を文部科学省に提出すること。必要書類についての詳細は、公募要領にて定めることとする。
- (2) 文部科学省は、審査委員会（文部科学省内に設置）において、上記により提出された「事業計画書」等の内容を審査し、その内容が適切であると認めた場合、当該団体と委託契約を締結する。また、文部科学省は、必要に応じて当該

計画等の見直しを求めることができるものとする。なお、審査委員会等は必要に応じ、受託団体（以下、「受託者」という。）に対し、事業の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

6. 事業の実施

受託者は2. で定めた事項について、5. により提出された「事業計画書」に基づき実施する。

7. 委託費

(1) 文部科学省は、受託者に対し、予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費を支出する。

(2) 委託経費の支出に当たっては、人件費、事業費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費の種別支出区分に従い実施するものとし、備品は購入できないものとする。

上記の他、委託経費の取扱いの詳細は、公募要領にて定めるものとする。

(3) 受託者は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに文部科学省に連絡し、その指示に従い計画変更の申請等必要な措置を講じなければならない。

①委託を受けた団体の代表者の変更

②実施内容の変更

③本事業の所要経費を種別支出区分間において流用する場合（ただし、所要経費の種別支出区分間において増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合を除く）

④本事業の継続が不可能又は困難となった場合

⑤本事業が委託契約期間中に終了することが困難となった場合

(4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業完了日の属する年度の終了後5年間保存する。

(5) 文部科学省は、受託者が本要項若しくは委託契約書の定めに違反したとき、委託事業の実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業を遂行することが困難であると認めるときは、契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部の返還を命じることができる。

8. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

9. 事業完了（廃止）の報告

- (1) 受託者は、事業が完了した（契約を解除又は廃止したときを含む）日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、別途指定する様式により完了報告書及び完了決算書を作成し、支出を証する書類を添付して、文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記（1）で定める完了報告書等のほか、本事業において、学校や有識者等に対する取材又はインタビュー等を通して入手した情報の提供や、成果の報告等を求めることができる。

10. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、9.（1）により提出された完了報告書等について、その内容の調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

11. その他

- (1) 文部科学省は、受託者による事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施に当たり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要があると認めるときは、本事業の実施状況及び経理処理状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 受託者は、本事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 本事業により発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）については、原則、事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) 本要項に定める事項のほか、本事業の実施に必要な事項については、文部科学省が別途定めるものとする。

附 則

この要項は、令和6年2月19日から施行し、令和6年度予算に係る事業から適用する。